

平成 20 年 5 月 30 日

各 位

五洋建設株式会社

株主代表訴訟の和解について

自由民主党長崎支部連合会への政治献金ならびに長崎県発注工事に関する独占禁止法違反事件で納付した課徴金について、当社株主が当社元役員らに損害賠償を求めた株主代表訴訟（平成 15 年ならびに平成 19 年提訴）に関して、このたび原告、被告ならびに利害関係人である当社の 3 者は和解に至りましたのでお知らせいたします。

当社は、平成 18 年 1 月の独占禁止法の改正に伴い、独占禁止法遵守を徹底するための施策を一層推進してまいりましたが、この度の和解を機に、改めてコンプライアンスの推進に全社を挙げて取り組んでまいります。

その一環として、原告が推薦する外部の有識者 1 名を加えた「談合防止コンプライアンス検証・提言委員会」（仮称）を設置し、当社のコンプライアンス施策を再点検し、委員会の提言を受け、独占禁止法遵守マニュアルの改定を行う予定です。

また、当社は、政治献金及び政治資金パーティーの対価の支払いにつきましては、政治資金規正法を遵守し、適正に実施してまいります。このうち政党の都道府県支部連合会に対しましては行わないことといたします。

当社は、改めて全社を挙げて、より一層のコンプライアンスの徹底を図り、実効ある法令遵守体制を構築してまいりますので、お客様をはじめご関係の皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【お問い合わせ】

経営企画部 広報グループ 山下 朋之

TEL 03-3817-7550